

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日ごと  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 字の区域の新設等(地方課)
- 字の区域の変更(五件) (〃)
- 字の区域の変更等(〃)
- 土地改良法による換地処分(六件) (農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律

第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四條第四項の規定による八頭中央地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和六十二年十一月十一日現在の地番による。)
大字万代寺字樋ノ外	大字万代寺字前河原七二の二の一部、七二の二の一部、七三の二の一部、七四から七七まで、七八の二、七八の二、七九から八二まで、八三の二から八三の四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字上河原三二六と一体をなす国有地の一部 大字石田百井字樋ノ外三二七から三三一までの一部、三三二から三三四まで、三三五の二から三三五の四まで、三三六の二から三三六の三まで、三三七、三三八の二、三三八の二、三三九の二及びこれらと一体をなす国有地
区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十二年十一月十一日現在の地番による。)
大字万代寺字前河原	大字万代寺字前河原のうち七二の二の一部、七二の二の一部、七三の二の一部、七四から七七まで、七八の二、七八

<p>大字石田百井字 下土居屋敷</p>	<p>の二、七九から八二まで、八三の二から八三の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字石田百井字萬代寺前三六五の一の一部</p>
<p>大字石田百井字 堂ノ下</p>	<p>大字石田百井字下土居屋敷のうち六二の四、六二の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字石田百井字堂ノ下のうち九七の一、九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字石田百井字 井古田</p>	<p>大字石田百井字井古田のうち九八の一、九八の四、九八の五、一〇一の四の一部、一〇一の五の一部、一〇二の一部、一〇三の一部、一〇四の一部、一〇四の九の一部、一〇六の一、一〇七の一、一〇七の五、一〇八、一〇九から一一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字米岡字上ノ田二二五の一部、二二八の一、二二八の六の一部、二二〇の一の一部、二二一から二二三までの一部</p>
<p>大字石田百井字 岡見前上分</p>	<p>大字石田百井字岡見前上分のうち一二七の一、一二八の一、一二九の一、一二九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一二七の二と一体をなす国有地の一部以外の町域</p>
<p>大字石田百井字 岡見前下分</p>	<p>大字石田百井字岡見前上分一二七の一、一二八の一、一二九の一、一二九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一二七の二と一体をなす国有地の一部 大字石田百井字岡見前下分の全域 大字米岡字瀬戸河原二の一、五の一、五の三から五の五まで、六の一、六の二、六の四、七八の一、八の二、九、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の二、一三の一〇、一七の一から一七の五まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字石田百井字 中道</p>	<p>大字石田百井字井手下九八の一の一部、九八の四及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字堂ノ下九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字中道の全域 大字石田百井字ヲコ田二一四、二二五、二二六の一、二二六の二、二二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字下道正田二二八の一部、二二九の一の一部、二二二の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字上道正田二二七の一の一部、二七八の一部、二七九の一部、二八〇及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字井手下二八一の一部、二八二の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字米岡字上河田二二六の五から二二六の七までと一体をなす国有地の一部 大字米岡字井手向二二七、二二八、二二八の一の一部、二二九の一部、二三〇の一部、二三二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字米岡字隈ケ内二五一の一部、二五二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字石田百井字 上道正田</p>	<p>大字石田百井字ヲコ田二二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字下道正田二二八の一部、二一九、二二〇、二二一の一の一部、二二二の二、二二二から二二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字下嶋二三〇の一の一部、二七二の一部、二七三の一部、二七四及びこれらと一体をなす国有地並びに二七一と一体をなす国有地の一部 大字石田百井字上道正田二七五、二七六、二七七の一の一部、二七七の二、二七八の一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>大字石田百井字井手下二八六の一部、二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字石田百井字上島四九五</p> <p>大字米岡字井手向二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字米岡字限ケ内二四七の一部、二四七の二の一部、二五〇の一部、二五一の一部、二五二、二五三から二五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字米岡字中河原二五九の一部、二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字米岡字對田河原二六一、二六二の一部、二六三の六の一部、二六九の二の一部、二六九の三の一部、二六九の五の一部、二六九の六の一部、二七二から二七四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字石田百井字下嶋のうち二三〇の一、二三〇の二、二三一から二三三まで、二七二から二七四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二七一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字石田百井字下嶋のうち二三〇の一、二三〇の二、二三一から二三三まで、二七二から二七四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二七一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字石田百井字 的場向</p>	<p>大字石田百井字下土居屋敷六二の四、六二の五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字石田百井字堂ノ下九七の一の一部、九七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字石田百井字井古田九八の一の一部、九八の五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字石田百井字中道二一一の一部</p> <p>大字石田百井字下嶋二七二の一部、二七三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字石田百井字井手下二八一の一部、二八二の一部、二八三の一、二八三の二、二八四、二八五、二八六の一部、二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字石田百井字的場向の全域</p>
<p>大字石田百井字 上河原</p>	<p>大字石田百井字上河原二九九の一部、三〇〇の一部、三〇二の一部、三〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字石田百井字上島四五六、四七四、四七五、四七六の一、四七七の一、四七七の二、四七八と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字石田百井字 萬代寺前</p>	<p>大字石田百井字上河原のうち二九九の一部、三〇〇の一部、三〇二の一部、三〇四、三〇五、三〇六の一、三〇六の二の一部、三〇七の一部、三〇八、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字石田百井字樋ノ外三二七から三三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字石田百井字大河原四四四の二の一部、四四四の四の一部、四四七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字石田百井字 萬代寺前</p>	<p>大字石田百井字樋ノ外三三〇の一部、三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字石田百井字萬代寺前のうち三四〇、三四一、三四二から三四五までの一部、三五三の一部、三五五の一部、三五六から三五九まで、三六〇の一の一部、三六一、三六二の一部、三六三の一の一部、三六三の三、三六四の一の一部、三六五の一、三六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字石田百井字古屋敷三八一、三八二の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字石田百井字欠口四三九から四四一までの一部、四四二の一、四四二の二の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字石田百井字大河原四四四の一の一部、四四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字石田百井字 古屋敷</p>	<p>大字石田百井字古屋敷のうち三八二の一、三八六、三八七の一、三八七の二、三八八及びこれらと一体をなす国有地並びに三八一、三八二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字石田百井字 欠口</p>	<p>大字石田百井字欠口のうち四二二の一部、四一三、四一八の一部、四三二の二と一体をなす国有地並びに三八二の二と一体をなす国有地の一部 大字石田百井字欠口のうち四二二の一部、四一三、四一八の一部、四三五の一部、四三六の一、四三六の二、四三七から四四〇までの一部、四四一、四四二の二、四四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字石田百井字大河原四四七の一部、四五〇の一部、四五一の二及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字上島四六〇及びこれと一体をなす国有地 大字石田百井字下河原五九八の四の一部、六〇一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字石田百井字 大河原</p>	<p>大字石田百井字上河原三〇二の一部、三〇四、三〇五の一部、三〇六の一、三〇六の二の一部、三〇七の一部、三〇八、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字種ノ外三三〇と一体をなす国有地の一部 大字石田百井字欠口四三五の一部、四三六の一、四三六の二、四三七から四三九までの一部、四四一の一部、四四二の二の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字大河原のうち四四四の一の一部、四四四の二の一部、四四四の四の一部、四四七の一部、四五〇の一部、四五一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字石田百井字上島四五三及びこれと一体をなす国有地並びに四五四から四五六までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字石田百井字 上島</p>	<p>大字石田百井字上島のうち四五三、四六〇、四九五、五一〇から五一四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四五四から四五六まで、四七四、四七五、四七六の一、四七七の一、四七七の二、四七八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字石田百井字 下河原</p>	<p>大字石田百井字欠口四二二の一部、四一三、四一八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字上島五一〇から五一二まで、五一三の一部、五一四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字下河原のうち五四三の一部、五四四の一部、五四五の一、五四六の一、五四七の一、五四八の一、五四九の一、五九八の四の一部、六〇一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字石田百井字島崎五一五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字石田百井字 下道正田</p>	<p>大字石田百井字上島五一三の一部、五一四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字島崎のうち五一五の一部、五二七、五二八の一、五二九の一、五三〇の一、五三一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字石田百井字下河原五四三の一部、五四四の一部、五四五の一、五四六の一、五四七の一、五四八の一、五四九の一及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字下道正田二二二の一部、二二四から二二六までの一部、二二七から二二九まで及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字下嶋二三〇の二の一部、二三〇の二、二三一から二三三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字石田百井字島崎五二七、五二八の一、五二九の一、五三〇の一、五三一の一及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字米岡字瀬戸河原	大字米岡字對田河原二七〇の一の一部、二七一の一、二七一の二、二七一の三の一部、二七一の六、二七二から二七四までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字米岡字蓮花箱	大字米岡字蓮花箱のうち八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七、八八の一、八八の二、八九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字米岡字下前田	大字米岡字下前田のうち九四の二の一部、九五の一部、九六の一の一部、九六の二の一部、九七、九八の二の一部、九八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに九八の一と一体をなす国有地以外の区域 大字米岡字中道通り三五二から三五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字米岡字坊領四〇一の三の一部、四〇二の一の一部、四〇二の二
大字米岡字下土居屋敷	大字米岡字下土居屋敷のうち一〇三の一、一〇三の二、一〇三、一一六、一一六の一、一一六の二、一一六の三、一一六の四、一一六の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字米岡字瀬戸田	大字米岡字蓮花箱八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七、八八の一、八八の二、八九及びこれらと一体をなす国有地 大字米岡字下土居屋敷一〇三の一、一〇三の二、一一三、一一六、一一六の一、一一六の二、一一六の三、一一六の四、一一六の五及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字米岡字上土居屋敷	大字米岡字瀬戸田の全域 大字米岡字上土居屋敷のうち一四二の四、一四五の二以外の区域
大字米岡字上ノ田	大字米岡字上土居屋敷一四二の四、一四五の一 大字米岡字上ノ田のうち二一五の一部、二一八の一、二一八の六の一部、二二〇の一の一部、二二一から二二三までの一部以外の区域 大字石田百井字井古田一〇一の四の一部、一〇一の五の一部、一〇二の一部、一〇三の一部、一〇四の一部、一〇四の九の一部、一〇六の一、一〇七の一、一〇七の五、一〇八、一〇九から一一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字米岡字上河田	大字米岡字上河田のうち二二六の一、二二六の五から二二六の七までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字米岡字井手向	大字米岡字井手向のうち二二七、二二八、二二八の一、二二九から二三二まで、二三三の四、二三三の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字米岡字先前田	大字米岡字先前田のうち二三四の一、二三四の三、二三五、二三六の二、二三六の三、二三九の一、二三九の三、二四〇の一、二四〇の四、二四〇の八、二四一、二四二の一、二四三の一、二四四の四、二四五の一、二四六及びこれらと一体をなす国有地並びに二三八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字米岡字隈ヶ内	大字米岡字井手向二二八の一の一部、二三〇の一部、二三一、二三二の一部、二三三の四、二三三の五及びこれらと一体をなす国有地 大字米岡字先前田二三四の一、二三四の三、二三五、二三

<p>大字米岡字中河原</p>	<p>六の二、二三六の三、二三九の三、二四〇の四、二四〇の八、二四五の一、二四六及びこれらと一体をなす国有地          大字米岡字隈ケ内二四七の一の一部、二四七の二の一部、二四九、二五〇の一部、二五一の一部、二五二の一の一部、二五三から二五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地          大字米岡字中河原二五六の二、二五七の七、二五八の一の一部、二五九の一部、二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字米岡字對田河原</p>	<p>大字米岡字中河原のうち二五六の二、二五七の七、二五八の一、二五九、二六〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字米岡字内新田上分</p>	<p>大字米岡字中河原二五八の一の一部、二五九の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字米岡字對田河原のうち二六一、二六二の一部、二六三の六の一部、二六九の二の一部、二六九の三の一部、二六九の五の一部、二六九の六の一部、二七〇の一の一部、二七一の一、二七一の二、二七一の三の一部、二七二の一部、二七三、二七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字米岡字内新田上分二八六の一、二八七、二八八の一、二八九、二八九の一、二八九の二、二九〇の一から二九〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字米岡字大新田上分</p>	<p>大字米岡字内新田上分のうち二八六の一、二八七、二八八の一、二八九、二八九の一、二八九の二、二九〇の一から二九〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字米岡字大新田上分の全域          大字米岡字内新田下分三一四の一、三一五の一、三二六の二、三二六の四、三一七の二、三一七の四、三一八の一、三一九、三二〇、三二一の一、三二二の一、三二三の一、</p>
<p>大字米岡字内新田下分</p>	<p>三二四の一、三二五の一、三二六の一の一部、三二六の二、三二六の三、三二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字米岡字五反田三三三の一、三三三の五、三三四の一、三三五の一部、三三六の一、三三六の二、三三七の一部、三三八の一の一部、三三八の二の一部、三三九の一の一部、三三九の三の一部、三三九の九及びこれらと一体をなす国有地          大字米岡字小ハン三六〇の一部、三六一の一部、三六二から三六四まで、三六五の一部、三六六、三六六の一、三六六の二、三六七、三六八の一部、三六九の一部、三七〇の一の一部、三七〇の二の一部、三七〇の三、三七一から三七三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字米岡字七日美田三五七の一の一部及びこれと一体をなす国有地          大字米岡字日拂三七四から三七六まで、三七七の一部、三七八の一部、三九三の一部、三九四の一、三九四の二の一部、三九四の三、三九四の四、三九四の五の一部、三九五、三九六及びこれらと一体をなす国有地          大字米岡字下田三九七、三九八の一          大字米岡字大新田下分四一五、四一五の一から四一五の三まで、四一六の一から四一六の三まで、四一七、四一八、四一八の一、四一九の一から四一九の三まで、四二二の一、四二二の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字米岡字内新田下分</p>	<p>大字米岡字内新田下分のうち三一四の一、三一五の一、三一六の二、三一六の四、三一七の二、三一七の四、三一八の一、三一九、三二〇、三二一の一、三二二の一、三二三の一、三二四の一、三二五の一、三二六の一の一部、三二六の二、三二六の三、三二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字米岡字小ハン三六四と一体をなす国有地の一部</p>

大字米岡字五反田

大字米岡字下前田九六の一の一部、九七、九八の二の一部、九八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに九八の一と一体をなす国有地の一部

大字米岡字先前田二二九の一、二四〇の一、二四一、二四二の一、二四三の一、二四四の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二三八の一と一体をなす国有地の一部

大字米岡字五反田のうち三三三の一、三三三の五、三三三の四の一、三三五の一、三三六の一、三三六の二、三三七の一、三三八の一の一部、三三八の二の一部、三三九の一の一部、三三九の三の一部、三三九の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字米岡字小ハン三六〇の一部、三六一の一部、三六五の一部、三六八の一部、三六九の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米岡字七日美田三五八の一部、三五九の一、三五九の二の一部、三五九の三及びこれらと一体をなす国有地

大字米岡字中道通り三四九、三五〇、三五一から三五三までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米岡字日拂

大字米岡字下前田九四の二の一部、九五の一部、九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米岡字中道通り三五一の一部、三五三の一部、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米岡字七日美田三五五、三五六、三五七の一の一部、三五七の二、三五八の一部、三五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米岡字小ハン三六八の一部、三六九の一部、三七〇の一の一部、三七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米岡字日拂三七七の一部、三七八の一部、三七九から三八八まで、三八九の一、三八九の二、三九〇から三九二まで、三九三の一部、三九四の二の一部、三九四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米岡字下田三九九の一及びこれと一体をなす国有地

大字米岡字坊領四〇の一、四〇一の三の一部、四〇二の一の一部、四〇五の二及びこれらと一体をなす国有地

大字米岡字下田

大字米岡字下田のうち三九七、三九八の一、三九九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字米岡字大新田下分

大字米岡字大新田下分のうち四一五、四一五の一から四一五の三まで、四一六の一から四一六の三まで、四一七、四一八、四一八の一、四一九の一から四一九の三まで、四二一の一、四二二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字米岡字坊領

大字米岡字坊領のうち四〇一の一、四〇一の三、四〇二の一、四〇二の二、四〇五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字米岡字下河原

大字米岡字下河原のうち四三〇以外の区域

大字国中字下河原のうち四三八の一の一部、四四三の一部、四四五の一の一部、四四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字国中字下河原

大字国中字森谷下モ六二八の一から六二八の三まで

大字国中字森谷の全域

大字米岡字下河原四三〇

大字片山三反田の全域

大字国中字中坪

大字国中字下河原四三八の一の一部、四四三の一部、四四五の一の一部、四四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字国中字中坪の全域

大字国中字上河原四五八の一、四五八の二、四五九の一、四六〇の一、四六七の一、四七三の一及びこれらと一体をなす国有地

なす国有地

大字国中宇上河原  
大字国中宇上河原のうち四五八の一、四五八の二、四五九の一、四六〇の一、四六七の一、四七三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字国中宇森谷下モ  
大字国中宇森谷下モのうち六二八の一から六二八の三まで以外の区域

廃止する字の名称

大字石田百井字樋ノ外、大字石田百井字井手下、大字石田百井字ヲコ田、大字米岡字小ハン、大字米岡字七日美田、大字米岡字中道通り、大字国中宇森谷、大字片山字三反田

鳥取県告示第三百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による水根・今西地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和六十二年十一月十六日現在の地番による。）

大字水根字上京免

大字水根字上京免の全域  
大字水根字振上一一三の一の一部、一一三の二の一部、一一四の一の一部、一一四の七から一一四の九まで並びに一一二、一一二の二と一体をなす国有地の一部

大字水根字振上

大字水根字振上のうち一一三の一の一部、一一三の二の一部、一一四の一の一部、一一四の七から一一四の九まで並びに一一二、一一二の二、一一九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域  
大字水根字小橋元二四八、二四九、二五〇の一部、二五一の一部、二五一内第一の一部、二五三の一部、二五七の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字水根字中村下タ

大字水根字中村下タの全域  
大字水根字小橋元二五九の二及びこれと一体をなす国有地

大字水根字小橋元

大字水根字振上一一九の一と一体をなす国有地の一部  
大字水根字小橋元のうち二四八、二四九、二五〇の一部、二五一の一部、二五一内第一の一部、二五三の一部、二五七の一部、二五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字水根字大平谷口

大字水根字大平谷口のうち三一五の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域

大字水根字西根口

大字水根字大平谷口三一五の二及びこれと一体をなす国有地  
大字水根字西水根口の全域

大字水根字下千田

大字水根字下千田のうち四四三の一の一部、四四七の一



大字水根字箱田	大字水根字越前	大字水根字東櫻	大字水根字西尾 上下タ	大字水根字佐治田	大字水根字奥千田
<p>大字水根字越前五六一の一、五六二の一、五六三の一、五六四の一、五六九の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字水根字箱田のうち五七三の一部、五七四内第一の一部、五七四の二の一部、五七四の三の一部、五七六の一部、五</p>	<p>大字水根字東櫻五五八の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字水根字越前のうち五六〇の二の一部、五六一の一、五六二の一、五六三の二、五六三の一、五六四の一、五六七の一部、五六八の一部、五六八の一の一部、五六九の二、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字水根字東櫻のうち五五八の三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字水根字越前五六七の一部、五六八の一部、五六八の一部、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字水根字西尾上下タのうち五一八の一部、五一九の一部、五一九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字水根字奥千田四五一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字水根字佐治田の全域</p> <p>大字水根字西尾上下タ五一八の一部、五一九の一部、五一九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一部、四四八の一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字水根字下千田四四三の二の一部、四四七の二の一部、四四八の一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字水根字奥千田のうち四五一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字水根字日若	大字水根字荒倉前	大字水根字大坪	<p>八〇の三の一部、五八四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字小倉字門田三の二の一部、四の二の一部、四の二、五の二、六の二、六の二の一部、七の二、七の二、八の二、九の二、九の二の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小倉字岡一八の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字水根字箱田五八四の一及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字水根字大坪五八六、五八七、五八七の一、五八八の二の一部、五八八の二の一部、五八九、五九〇の一部、五九一の一部、五九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字水根字荒倉前五九四の二の一部、五九四の二の一部、五九五の二の一部、五九五の二の一部、五九六の二の一部、五九六の二の一部、五九七の二の一部、五九七の二の一部、五九八の二の一部、五九八の二の一部、五九九の二の一部、五九九の二の一部、六〇〇の二の一部、六〇〇の二の一部、六〇〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字水根字日若七二四の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字小倉字岡二〇の二の一部、二二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字水根字荒倉前五九二の二の一部、五九三の二の一部</p>		

大字小倉字門田	大字水根字日若のうち七二四の一の一部、七二四の二、七二五の一の一部、七二五の二、七二六の二の一部、七二六の三、七二七の二の一部、七二七の三、七二七の四、七二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小倉字岡	大字小倉字岡のうち一の一、一の三、三の一の一部、四の一の一部、四の二、五の一部、六の一部、六の一の一部、七の一部、八の一部、九の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小倉字岡一七の二、一七の五、一七の六、一八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字水根字箱田五七三の一部、五七四の内第一の一部、五七四の二の一部、五七四の三の一部、五七六の一部、五八〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小倉字今西	大字小倉字岡のうち一四の一部、一五の一部、一七の二、一七の三の一部、一七の五、一七の六、一八、二〇の一部、二一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小倉字岡一四の一部、一五の一部、一七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小倉字今西の全域
大字小倉字奈免	大字小倉字門田の一、一の三及びこれらと一体をなす国有地 大字小倉字奈免の全域 大字水根字越前五六〇の二の一部
大字小倉字石堂	大字小倉字石堂のうち一三二の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小倉字高路	大字小倉字石堂一三二の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小倉字高路の全域

鳥取県告示第三百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碓町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による船上山区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十一月十一日現在の地番による。）
大字高岡字河原 駄道ノ上	大字高岡字河原駄道ノ上のうち五九一の三の一部、五九一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字山川字坂ノ下六一の一、六一の二、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字山川字坂ノ下	大字山川字坂ノ下のうち六一の一、六一の二、六二の二の一部、七〇の九の一部、七一の二、七二の三の一部、七二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高岡字河原駄道ノ上五九一の三の一部、五九一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字山川字中坂ノ下六九二の五、六九五の一、六九五の四、六九五の五 大字山川字河尾ノ平六九七の二の一部、六九七の三の一部 大字山川字西條面七三、七四の一部

<p>大字山川字西條 面</p>	<p>大字山川字西條面のうち七三、七四の一部、八七の一部、八八の一部、九一の二の一部、九二の二の一部、九三の一部、九四の二の一部、九四の三、九四の次一、九四の次二の一部、九五、九六の二の一部、九六の二の一部、九七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山川字中坂 ノ下</p>	<p>大字山川字中坂ノ下のうち六九二の五、六九五の一、六九五の四、六九五の五以外の区域</p>
<p>大字山川字河尾 ノ平</p>	<p>大字山川字河尾ノ平のうち六九七の二、六九七の三、七一 二の二以外の区域</p>
<p>大字山川字川尾</p>	<p>大字山川字川尾のうち一一一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字山川字河尾ノ平七一二の二 大字山川字西條面八七の一部、八八の一部、九一の二の一部、九二の二の一部、九三の一部、九四の二の一部、九四の三、九四の次一、九四の次二の一部、九五、九六の二の一部、九六の二の一部、九七及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字山川字前河 原</p>	<p>大字山川字前河原全域 大字山川字西海二七七、二七七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山川字外垣二六九の三と一体をなす国有地の一部 大字山川字西畑三〇〇の三と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字山川字西海 中</p>	<p>大字山川字西海中のうち二七七、二七七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山川字西畑</p>	<p>大字山川字西畑のうち三〇〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字山川字中野 平ル</p>	<p>大字山川字中野平ル全域 大字山川字コイコ谷八四二の四から八四二の一六まで、八四二の二一</p>
<p>大字山川字コイ コ谷</p>	<p>大字山川字コイコ谷のうち八四二の四から八四二の一六まで、八四二の二一以外の区域</p>

鳥取県告示第三百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小河内地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>大字小河内字上 同上の区域（昭和六十二年十二月二十五日現在の地番による。） 大字小河内字上鳥のうち一三七の二の一部、一三八の二、一三九の一部、一四〇の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字小河内字扇平一四五の二、一四八、一四九、一五二の二の一部、一五二の一部、一五三、一五四、一五六の一部、一五八の一部、一五九の二から一五九の三までの一部、一六〇の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>	<p>大字小河内字扇平 大字小河内字上鳥一三七の二の一部、一三八の二、一三九の一部、一四〇の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字小河内字扇平のうち一四五の二、一四八、一四九、一五一の二の一部、一五二の一部、一五三、一五四、一五六の一部、一五八の一部、一五九の二から一五九の三までの一部、一六〇の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字小河内字中鳥原一七七の二の一部、一七八の一部、一八〇の二の一部、一八〇の二の一部、一八三の一部、一八四及びこれらと一体をなす国土地 大字小河内字堤谷一八五、一八六の二、一八八の一部及びこれらと一体をなす国土地の一部</p>	<p>大字小河内字中鳥原 大字小河内字中鳥原のうち一七三の二、一七四の一部、一七五の三の一部、一七七の二の一部、一七八の一部、一八〇の二の一部、一八〇の二の一部、一八三の一部、一八四及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字小河内字堤谷一八八の一部、一八九、一九〇の二、一九二の二から一九二の四まで、一九三の一部、一九四の二の一部、一九六の四、一九七の一部、一九八、一九九から二〇一までの一部及びこれらと一体をなす国土地</p>								
<p>大字小河内字堤谷</p>	<p>大字小河内字堤谷のうち一八五、一八六の二、一八八、一八九、一九〇の二、一九二の二から一九二の四まで、一九三、一九四の二、一九六の三から一九六の五まで、一九七から二〇一まで及びこれらと一体をなす国土地の一部以外の区域</p>	<p>大字小河内字鳥原</p>	<p>大字小河内字中鳥原一七三の二、一七四の一部、一七五の三及びこれらと一体をなす国土地 大字小河内字堤谷一九三の一部、一九四の二の一部、一九六の三、一九六の五、一九七の一部、一九九から二〇一までの一部及びこれらと一体をなす国土地 大字小河内字鳥原の全域 大字小河内字岩土二三四の二の一部及びこれと一体をなす国土地 大字小河内字向山二四四の二</p>	<p>大字小河内字岩土</p>	<p>大字小河内字岩土のうち二三四の二の一部及びこれと一体をなす国土地以外の区域</p>	<p>大字小河内字向山</p>	<p>大字小河内字向山のうち二四四の二以外の区域</p>	<p>大字小河内字上野</p>	<p>大字小河内字上野のうち四七四の六以外の区域</p>	<p>大字小河内字宮ノ下</p>	<p>大字小河内字宮ノ下のうち五〇六の一から五〇六の五まで、五〇七、五〇八、五〇九の二、五一〇の二、<u>五五三</u>、<u>五五二</u>の二、<u>五五二</u>、<u>五五二</u>の二、<u>五二二</u>の二、<u>五二二</u>の二、<u>五二五</u>の二、<u>五二五</u>の三及びこれらと一体をなす国土地以外の区域</p>

<p>大字小河内字一ノ谷前</p>	<p>大字小河内字ア ワラ</p>
<p>大字小河内字一ノ谷前 の二及びこれらと一体をなす国有地 二及びこれらと一体をなす国有地 大字小河内字一ノ谷前のうち五五九の四の一部、五六七の一部、五六八の一部、五六九、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字小河内字上野四七四の六 大字小河内字宮ノ下五〇六の一から五〇六の五まで、五〇七、五〇八、五〇九の二、五一〇の二、<sup>五二四</sup><sub>五二五</sub>の一、<sup>五二四</sup><sub>五二五</sub>の二、五一六から五二〇まで、五二二の二、五二二、五二四の二、五二五の二、五二五の三及びこれらと一体をなす国有地 大字小河内字アワラのうち五四六の一の一部、五四八、五四九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小河内字一ノ谷前五五九の四の一部、五六七の一部、五六八の一部、五六九、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小河内字上ケ市五七一の一部、五七三の一部、五七四の一部、五七六の一部、五八〇の一の一部、五八一の一部、五八一の三の一部、五八二、五八三の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字小河内字土井ノ下</p>	<p>大字小河内字上ケ市</p>
<p>大字小河内字土井ノ下 の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字小河内字一ノ谷前五五九の四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小河内字上ケ市のうち五七一の一部、五七三の一部、五七四の一部、五七六の一部、五八〇の一の一部、五八一の一部、五八一の三の一部、五八二、五八三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小河内字ヲコ谷五九二の一、五九三第一、五九三の四、六二二の九、六一六の一、六一九の一、六二〇の一及びこれらと一体をなす国有地 大字小河内字ヲコ谷のうち五九二の一、五九三第一、五九三の四、六一二の九、六一六の一、六一九の一、六二〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小河内字土井ノ下のうち九七五の一部、九七六の一部、九七八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小河内字漆谷一〇三九の一部、一〇四〇の一部、一〇四一から一〇四三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字小河内字御堂谷一〇八八から一〇九〇まで、一〇九一の一部、一〇九二、一〇九三の一部、一〇九四の二、一〇九五の二、一〇九五の三の一部、一〇九六、一〇九七、一〇九八の二、一一〇一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字小河内字木戸庄	大字小河内字木戸庄の全域 大字小河内字漆谷一〇三九の一部、一〇四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字小河内字漆谷	大字小河内字漆谷のうち一〇三九から一〇四〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小河内字御堂谷	大字小河内字御堂谷のうち一〇八八から一〇九〇まで、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四の二、一〇九五の二、一〇九五の三、一〇九六、一〇九七、一〇九八の二、一〇九九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小河内字大谷	大字小河内字大谷のうち一一一一の二以外の区域
大字小河内字西田	大字小河内字土井ノ下九七五の一部、九七六の一部、九七八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小河内字御堂谷一〇九一の一部、一〇九三の一部、一〇九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小河内字大谷一一一一の二 大字小河内西田の全域
大字小河内字土橋	大字小河内字土橋一一三八の二から一一三八の三まで、一一三九の一、一一四〇の一、一一四五の一、一一四六から一一四八まで及びこれらと一体をなす国有地 大字小河内字マア田一一四九の一部、一一五〇、一一五一の一部、一一五二の一部、一一五七の一部、一一五八の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字小河内字マア田	大字小河内字マア田のうち一一四九の一部、一一五〇、一一五一の一部、一一五二の一部、一一五七の一部、一一五八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
鳥取県告示第三百三十四号	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による旭西地区今泉工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和六十三年三月二十四日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十二月二十五日現在の地番による。）
大字今泉字権ヶ滝	大字今泉字権ヶ滝の全域 大字今泉字中通三五の三、三六の二、三七の一部、三八の一の一部、三八の二の一部、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇の二の一部、四一の二の一部、四二の二、五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字今泉字田ノ上八九一の三、八九一の六、八九一の七

<p>大字今泉字中通</p>	<p>大字今泉字中通のうち三五の三、三六の二、三七の一部、三八の一部、三八の二の一部、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇の二の一部、四一の二の一部、四二の二、五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字今泉字岸ノ下七一の二、七一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字今泉字岸ノ下</p>	<p>大字今泉字岸ノ下のうち七一の二、七一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字今泉字カニ山八四二の三</p>
<p>大字今泉字矢射谷口</p>	<p>大字今泉字矢射谷口のうち三一九の二の一部、三一九の一部、三三〇の一部、三三一の一の一部、三三二の三、三三三の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字今泉字宮ノ本四一五の二の一部、四一六の二、四一七の一、四一七の二の一部、四一七の三、四一七の四、四一八の一部、四二〇の一部、四二二の一部、四二三の一部、四三三の一部、四三四の一部、四三五から四三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字今泉字深沼四三八、四三九、四四〇の一の一部、四四〇の二、四四〇の三、四四一の一の一部、四四一の二の一部、四四一の三、四七二の一の一部、四七二の二、四七四の一の一部、四七四の二、四七四の三、四七五の一の一部、四七五の二、四七五の三、四七六の一から四七六の三まで、四七七の五から四七七の七まで、四七八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字今泉字荒掘</p>	<p>大字今泉字荒掘のうち三三四、三三五の一、三三六の五及びこれらと一体をなす国有地並びに三八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字今泉字前河原</p>	<p>大字今泉字前河原のうち三九二の一、三九三の一、三九四</p>
<p>大字今泉字宮ノ本</p>	<p>の二、三九五の一、三九六、三九七、三九八の一、三九八の二、三九九から四〇一まで、四〇二の三、四〇三の二、四〇三の三まで、四〇四の一、四〇八の一、四〇九の一、四〇九の二、四〇九の四、四一〇の一、四一〇の五、四一一の一、四一一の一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字今泉字深沼</p>	<p>大字今泉字矢射谷口三一九の二の一部、三三〇の一部、三三二の三、三三三の六及びこれらと一体をなす国有地 大字今泉字荒掘三三四、三三五の一、三三六の五及びこれらと一体をなす国有地並びに三八三の一と一体をなす国有地の一部 大字今泉字前河原三九二の一、三九三の一、三九四の一、三九五の一、三九六、三九七、三九八の一、三九八の二、三九九から四〇一まで、四〇二の三、四〇三の一から四〇三の三まで、四〇四の一、四〇八の一、四〇九の一、四〇九の二、四〇九の四、四一〇の一、四一〇の五、四一一の一、四一一の一六及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字今泉字宮ノ本のうち四一五の二の一部、四一六の二、四一七の一、四一七の二の一部、四一七の三、四一七の四、四一八の一部、四二〇の一部、四二二の一部、四二三の一部、四三三の一部、四三四の一部、四三五から四三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

大字今泉字カニ山	これらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今泉字田ノ上	大字今泉字カニのうち八四二の三以外の区域 大字今泉字田ノ上のうち八九一の三、八九一の六及び八九一の七以外の区域

鳥取県告示第三百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による加谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十月三十日現在の地番による。）
大字加谷字瀧ノ尻	大字加谷字瀧ノ尻のうち四八の二以外の区域 大字加谷字上瀧ノ脇一九〇の一部、一九一から一九三まで、一九四の一、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六及びこれらと一体をなす国有地

大字加谷字上瀧ノ脇	大字加谷字瀧ノ尻四八の二 大字加谷字上瀧ノ脇のうち一九〇の一部、一九一から一九三まで、一九四の一、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字加谷字瀧ノ脇七六二の三二の一部、七六二の三三、七六二の三四
大字加谷字瀧ノ脇	大字加谷字瀧ノ脇のうち七六一の二、七六二の三二から七六二の三四まで以外の区域
大字穴鴨字向キツ	大字穴鴨字向キツの全域 大字穴鴨字向キ津谷一三六三の二から一三六三の六まで及び一三六三の二と一体をなす国有地
大字穴鴨字向キ津谷	大字穴鴨字向キ津谷のうち一三六三の二から一三六三の六まで及び一三六三の二と一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による八頭中央地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。



昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（昭和六十二年十一月十一日現在の地番による。

大字片山字三反  
田

大字片山字三反田のうち六〇一の一、六〇二の一から六〇二の四まで、六〇三の一、六〇三の三、六〇四の一、六〇八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字山手字三反  
田

大字片山字三反田六〇一の一、六〇二の一から六〇二の四まで、六〇三の一、六〇三の三、六〇四の一、六〇八の一及びこれらと一体をなす国有地  
大字国中宇下河原の全域  
大字山手字三反田の全域

廃止する字の  
称

大字国中宇下河原

鳥取県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業に係る水根・今西地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業に係る船上山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区今泉工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る小河内地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る加谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価 一部一箇月千八百円（送料を含む。）】